

町民のみなさまへ

介護保険からのお知らせです 平成28年4月より、介護予防サービスの一部が変更!!



新しい介護予防・日常生活支援総合事業のご案内
～住み慣れた地域で自分らしい暮らしをできるように～



「介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)」を利用して、介護予防に取り組みましょう!!

総合事業の目的

2025(平成37)年には団塊の世代が75歳を迎えるなど少子高齢化が進行していくなか、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズを地域全体で支えることを目的として、平成27年4月に実施された介護保険法の改正を受けて、総合事業が町の事業に位置づけられました。

総合事業の種類

総合事業には、要支援認定を受けた人や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者及び事業対象者(要支援認定相当者)を対象に、従来予防給付として提供していた全国一律の介護予防訪問介護と介護予防通所介護を町の事業として実施するようになりました。

また、地域の特性に応じた住民主体の通いの場など、多様な社会資源を活用しながら、さまざまな支え合う仕組みが利用できるように整備していくものです。

一般介護予防事業

65歳以上の人を中心に、従来の介護予防事業をさらに充実させ、生きがいづくり・役割づくりを大切にしながら自助・互助・公助の仕組みを拡げていくものです。



総合事業のサービス

お問合せ先
津別町役場 保健福祉課
介護保険担当
TEL:76-2151(内線230)



①介護予防・生活支援サービス事業

■訪問型サービス（平成28年4月～）

介護予防訪問介護相当サービス ※自己負担額は、サービス費用の1割～2割

利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合には、ホームヘルパーによるサービスを提供します。

※従来、予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護が今までのサービス内容はそのまま町の事業として実施するようになりました。

■通所型サービス（平成28年4月～）

介護予防通所介護相当サービス ※自己負担額は、サービス費用の1割～2割

通所介護施設で食事などの基本的サービスや生活行為向上のための支援を行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス（栄養改善、口腔機能の向上、生活機能の向上など）を提供します。

※従来、予防給付として提供されていた全国一律の介護予防通所介護が今までのサービス内容はそのまま町の事業として実施するようになりました。



②一般介護予防事業

■介護予防のための取り組み

地域包括支援センターでは、地域サロン事業（津別町社会福祉協議会へ委託）や社会教育と連携した転倒予防教室事業などを実施しています。詳しくは、地域包括支援センターにお問合せください。

■介護予防のためのボランティア活動（介護いきいきボランティア制度）

町内在住の18歳以上の方が登録し、介護保険施設等で所定のボランティア活動を行っていただくことで、その実績に応じて貯まったポイントを商品券と交換することができます。

☆今後のサービスの構築に向けて

現在、運動やレクリエーション等を通じて要介護状態にならないように活動できる介護予防活動の仕組みづくりなど、さまざまな立場の人と話し合いながら地域の実情に合わせたサービスを早期に構築し展開していきます。

